別表第四号(第34条第3項関係)

収入支出決算表

年度

(一般勘定)

(事業収支)

款	項	予算額			決算額	予算残額
		当初額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2)	合計 (1)＋(2) (3)	(4)	(3)－(4)
		千円	千円	千円	千円	千円
事業収入						
	受信料					
	交付金収入					
	副次収入					
	財務収入					
	雑収入					
	特別収入					
事業支出						
	国内放送費					
	国際放送費					
	国内放送番組等配信費					
	必要的配信費					
	受信料財源任意的配信費					
	国際放送番組等配信費					
	必要的配信費					
	受信料財源任意的配信費					
	契約収納費					
	受信対策費					
	広報費					
	調査研究費					
	給与					
	退職手当・厚生費					
	共通管理費					
	減価償却費					
	財務費					
	特別支出					
	予備費					
事業収支差金						

(資本収支)

款	項	予算額			決算額	繰越額	予算残額
		当初額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2)	合計 (1)＋(2) (3)	(4)	(5)	⑶－⑷－⑸
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
資本収入							
	事業収支差金受入れ						
	前期繰越金受入れ						
	減価償却資金受入れ						
	資産受入れ						
	放送債券償還積立資産戻入れ						
	建設積立資産戻入れ						
	放送債権						
	有料任意的配信業務勘定長期貸付金返還金						
	長期借入金						
資本支出							
	建設費						
	出資						
	放送債券償還積立資産繰入れ						
	建設積立資産繰入れ						
	放送債券償還金						
	有料任意的配信業務勘定長期貸付金						
	長期借入金返還金						
資本収支差金							

（有料任意的配信業務勘定）

（事業収支）

款	項	予算額			決算額	予算残額
		当初額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2)	合計 (1)＋(2) (3)	(4)	(3)－(4)
		千円	千円	千円	千円	千円
事業収入						
	有料任意的配信収入					
	財務収入					
	雑収入					
	特別収入					
事業支出						
	有料任意的配信費					
	広報費					
	給与					

事業収支差金	退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費 財務費 特別支出					

（資本収支）

款	項	予算額			決算額	予算残額
		当初額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2)	合計 (1)＋(2) (3)	(4)	(3)－(4)
		千円	千円	千円	千円	千円
資本収入	事業収支差金受入れ 前期繰越金受入れ 減価償却資金受入れ 資産受入れ 一般勘定長期借入金 長期借入金					
資本支出	建設費 一般勘定長期借入金返還金 長期借入金返還金					
資本収支差金						

（受託業務等勘定）

（事業収支）

款	項	予算額			決算額	予算残額
		当初額 (1)	予算総則に基づく増減額 (2)	合計 (1)＋(2) (3)	(4)	(3)－(4)
		千円	千円	千円	千円	千円
事業収入	受託業務等収入 財務収入					
事業支出	受託業務等費 財務費					
事業収支差金						

注1　この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。

注2　必要的配信費のうち､放送番組の配信に係る費用並びに番組関連情報の編集及び配信に係る費用を欄外に記載すること。

注3　事業収支差金及び資本収支差金の処分の内訳を欄外に記載すること。

注4　事業収支差金及び資本収支差金の不足があるときは、その補填の方法(法第73条の2第2項本文

の規定により還元目的積立金の取崩しを行つたときは、その旨)を欄外に記載すること。

注5　前期繰越金及び後期繰越金の額を欄外に記載すること。

注6　法第70条第1項の規定により収支予算が変更された場合は、変更後の額を当初額の欄に記載すること。

注7　法第73条の2第2項ただし書の規定により認可を受けて還元目的積立金の取崩しを行つたときは、その旨を欄外に記載すること。

注8　予算総則に基づく増減額の欄は、予算総則のうち適用する規定ごとの増減額及びその計を科目別に区分して記載すること。